

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和2年9月15日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

令和3年1月4日～令和3年3月31日

(仮称)世田谷区立池之上青少年交流センター運営準備業務委託

令和3年4月1日～令和7年3月31日

(仮称)世田谷区立池之上青少年交流センター運営業務委託

#### (2) 業務内容

次に掲げる業務を行う。詳細は、事業者募集要項等を参照すること。

(仮称)世田谷区立池之上青少年交流センター運営準備業務委託

- ( ) 令和3年4月に向けた運営体制づくり
  - ・施設運営管理業務の従事
- ( ) 令和3年4月からの運営に要する準備
  - ・運営マニュアルの策定
  - ・利用管理システムの構築
  - ・運営準備業務完了後の職員体制の整備
  - ・令和3年4月に向けた職員の研修
  - ・運営上必要な備品仕様及び配置レイアウトの検討
  - ・運営管理上、必要な消耗品の購入
- ( ) 各種事業実施にかかる準備
  - ・事業計画書の作成
  - ・講師・団体等に対する依頼・調整
  - ・プログラム実施上、必要な消耗品の購入
- ( ) 広報活動及び若者支援団体や地域団体等との関係づくり
  - ・施設ホームページ、SNSの作成・更新・保守
  - ・地域行事、イベント等への参加
- ( ) 区への業務報告
  - (仮称)世田谷区立池之上青少年交流センター運営業務委託
- ( ) 施設運営管理業務
  - ・受付業務
  - ・日常業務
  - ・防火・防災にかかわる業務
  - ・帰宅困難者対策の実施
  - ・災害への対応
- ( ) 若者の居場所の運営及び事業実施
  - ・若者の居場所の運営
  - ・各種講座・プログラム等の実施
  - ・「青年文化祭」等の地域イベントの開催

・「ダンスフェスティバルSETAGAYA」の実施

( ) 若者・地域の参加・参画、協働による運営

・運営委員会の開催補助

・ワークショップ・アンケートの実施

( ) 地域におけるネットワーク構築業務

・地域懇談会

・関係機関主催のネットワーク会議等への出席

( ) 広報活動業務

・リーフレット、チラシ、ポスターによる広報活動

・施設ホームページ・SNSの更新・保守

・広報紙の発行

( ) 区への活動結果報告

(3) 履行期間

(仮称) 世田谷区立池之上青少年交流センター運営準備業務委託

令和3年1月4日から令和3年3月31日まで

(仮称) 世田谷区立池之上青少年交流センター運営業務委託

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

本業務に関わる契約締結は、当該業務にかかる各年度の予算が議決し、予算配当がなされることを条件とするものである。

契約は単年度ごととし、業務の運営状況が良好と認められた場合に限り、次年度の契約を締結する。

## 2 事業実施経費（提案限度額）

(1) (仮称) 世田谷区立池之上青少年交流センター運営準備業務委託

・令和2年度（3ヶ月） 3,025,000円（税込）

(2) (仮称) 世田谷区立池之上青少年交流センター運営業務委託

・令和3年度 57,707,000円（税込）

・令和4～6年度 令和3年度と同程度の見込み

実施経費については、予算編成の過程により変更となる可能性がある。

事業実施の過程で、制度改正等により委託内容の変更や追加をせざるを得なくなった場合は、別途区との協議により決定するものとする。

契約は単年度ごととし、当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定するものとする。

区との契約では予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となります。詳細は別紙をご確認ください。

## 3 応募資格

令和2年9月15日現在、法人格を有し、次に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する法人でないこと、及び同条第2項による措置を受けている法人でないこと。

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- ( 3 ) 法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ( 4 ) 世田谷区あるいは世田谷区近郊に活動拠点を有していること。
- ( 5 ) 平成 2 7 年度 ( 2015 年度 ) 以降、国又は自治体における若者支援に関する事業等を実施した実績があること。

#### 4 提案書提出者の選定

本件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

#### 5 審査基準

- ( 1 ) 世田谷区及び国の若者支援施策の理解度および課題認識等のレベル
- ( 2 ) 事業実施内容の充実度および履行の信頼度
- ( 3 ) 事業実施体制 ( 統括責任者および業務担当者の経験や資格、配置人材、区との連絡体制等 )
- ( 4 ) 運営に要する見積経費の妥当性
- ( 5 ) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

#### 6 公募スケジュール

本公募における審査等のスケジュールは以下のとおり。なお、応募状況等によっては、スケジュールが変更になる可能性がある。

| 内容                 | 日程                     | 備考                                                                   |
|--------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 手続開始の公告日           | 9月15日(火)               |                                                                      |
| 説明書の交付             | 9月15日(火)～<br>9月28日(月)  | 区ホームページからのダウンロードによる。                                                 |
| 参加表明書の提出期限         | 9月28日(月)17時            | 持参または郵送(書留郵便に限る)とする。                                                 |
| プロポーザル招請通知         | 9月30日(水)               | 参加資格を満たしている業者へ、プロポーザル招請通知を郵送で送付する。<br>参加資格を満たしていない業者へ、非招請通知を郵送で送付する。 |
| 施設見学・説明会           | 10月7日(水)<br>10時～12時    | 見学を希望する場合は10月2日(金)17時までに7(1)担当課まで連絡すること。                             |
| 質問票の提出期限           | 10月9日(金)17時            | 質問は電子メールにて受け付ける。<br>質問内容および回答は、公募参加資格のある全事業者へ電子メールで送信する。             |
| 提案書の提出期限           | 10月27日(火)17時           | 持参に限る。                                                               |
| 第一次審査<br>書類審査      | 10月28日(水)～<br>11月5日(木) | 第一次審査で上位3事業者を選抜する。                                                   |
| 第一次審査結果通知          | 11月6日(金)               | 結果通知は、全事業者へ郵送する。                                                     |
| 第二次審査<br>プレゼンテーション | 11月14日(土)<br>～17日(火)   | 第一次審査の上位3事業者を対象にして、プレゼンテーションを実施する。<br>実施日については別途通知する。                |
| 第二次審査結果通知          | 11月下旬                  | 結果通知は、全事業者へ郵送する。                                                     |
| 契約締結               | 1月4日(月)                |                                                                      |

## 7 手続き等

### (1) 担当課

【住所】〒155-0032

世田谷区代沢二丁目37番18号

世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館

【所管】 世田谷区 子ども・若者部 若者支援担当課

世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館 (担当)長岡、宗

【電話】 03-3413-9504

【FAX】03-3419-0889

受付時間：午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

### (2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和2年9月15日(火)～令和2年9月28日(月)まで

交付場所及び方法：世田谷区ホームページからダウンロード

[世田谷区トップページ](#) [目次から探す](#) [子ども・教育・若者支援](#) [子ども・青少年・若者支援](#) [青少年交流センター](#)にて公開

### (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和2年9月28日(月)午後5時まで(必着)

提出場所：上記(1)担当課

提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る)

### (4) 質問票の提出期限及び方法

提出期限：令和2年10月9日(金)午後5時まで

提出方法：質問は全て電子メールにて受け付ける。電話、FAXでは受け付けない。プロポーザル招請通知に記載のメールアドレスへ提出。提出の際は、メールの件名の先頭に「プロポーザル質問」と記載し、送信後、「(1)担当課」に記載の電話番号に連絡すること。

### (5) 提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和2年10月27日(火)午後5時まで(必着)

提出場所：上記(1)担当課

提出方法：持参に限る

## 8 その他

### (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 契約書作成の要否

審査により選定された事業者と提案内容をもとに随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行う。

### (3) 契約保証金

免除とする。

### (4) 著作権の帰属等

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、区は、事業者決

定の公表等で必要な場合には、応募者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする。

なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

( 5 ) 情報公開

区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができるものとする。

( 6 ) 費用の負担

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は、応募者の負担とする。

( 7 ) 関係機関への取材制限

本業務に関係する区役所担当部署等への直接問合せ・取材等は、選定結果が公表されるまで行わないこと。

( 8 ) 書類の修正・虚偽記載

参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は、応募者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。

( 9 ) 追加書類の提出

区が必要と認める場合は、追加書類の提出や記載内容についての説明を求めることがある。

( 10 ) 随意契約の締結予定

区は、当該業務に直接関連する業務の委託契約を、当該業務の委託相手方(受託者)との随意契約により締結する場合がある。

**【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内**

**この契約には、世田谷区公契約条例に基づき「労働報酬下限額」が適用されます。**

労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、下記のとおり告示しました。

契約事業者には、この労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。

つきましては、この契約の入札又は契約に係る金額の見積もりにあたっては、上記の趣旨をご理解いただき、下記の各労働報酬下限額に基づく適正な積算をお願いいたします。

また、本件の契約事業者には、条例の運用状況に関する調査等にご協力をお願いする場合があります。

※公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください

**【工事請負契約の場合】**

■労働報酬下限額：東京都の公共工事設計労務単価（令和2年3月現在）の51職種ごとの単価の85%相当額（熟練労働者）  
（下表のとおり）

| 号  | 職種      | 労働報酬下限額<br>(1時間当たり) | 号  | 職種      | 労働報酬下限額<br>(1時間当たり) |
|----|---------|---------------------|----|---------|---------------------|
| 1  | 特殊作業員   | 2,614円              | 25 | 土木一般世話役 | 2,625円              |
| 2  | 普通作業員   | 2,285円              | 26 | 高級船員    | 3,103円              |
| 3  | 軽作業員    | 1,637円              | 27 | 普通船員    | 2,455円              |
| 4  | 造園工     | 2,253円              | 28 | 潜水士     | 4,357円              |
| 5  | 法面工     | 2,880円              | 29 | 潜水連絡員   | 3,007円              |
| 6  | とび工     | 2,901円              | 30 | 潜水送気員   | 2,986円              |
| 7  | 石工      | 2,901円              | 31 | 山林砂防工   | 2,859円              |
| 8  | ブロック工   | 2,689円              | 32 | 軌道工     | 4,803円              |
| 9  | 電工      | 2,710円              | 33 | 型わく工    | 2,763円              |
| 10 | 鉄筋工     | 2,933円              | 34 | 大工      | 2,720円              |
| 11 | 鉄骨工     | 2,731円              | 35 | 左官      | 2,944円              |
| 12 | 塗装工     | 3,007円              | 36 | 配管工     | 2,434円              |
| 13 | 溶接工     | 3,209円              | 37 | はつり工    | 2,667円              |
| 14 | 運転手(特殊) | 2,572円              | 38 | 防水工     | 3,177円              |
| 15 | 運転手(一般) | 2,136円              | 39 | 板金工     | 2,965円              |
| 16 | 潜かん工    | 3,188円              | 41 | サッシ工    | 2,720円              |
| 17 | 潜かん世話役  | 3,772円              | 43 | 内装工     | 2,944円              |
| 18 | さく岩工    | 3,177円              | 44 | ガラス工    | 2,646円              |
| 19 | トンネル特殊工 | 3,124円              | 46 | ダクト工    | 2,370円              |
| 20 | トンネル作業員 | 2,582円              | 47 | 保温工     | 2,412円              |
| 21 | トンネル世話役 | 3,570円              | 49 | 設備機械工   | 2,444円              |
| 22 | 橋りょう特殊工 | 3,188円              | 50 | 交通誘導員A  | 1,647円              |
| 23 | 橋りょう塗装工 | 3,315円              | 51 | 交通誘導員B  | 1,435円              |
| 24 | 橋りょう世話役 | 3,655円              | 52 | 上記以外の職種 | 1,130円              |

※第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

■労働報酬下限額：1時間当たり 1,348円

※「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載しておりませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、下記担当にお問い合わせください。

**【工事以外の契約の場合】**（設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等）

■労働報酬下限額：1時間当たり1,130円

【問い合わせ先】

世田谷区財務部経理課契約係 TEL:03-5432-2145~2152・2435・2436 FAX:03-5432-3046